

# 平成音楽大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 平成音楽大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、平成音楽大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「九州から音楽文化を発信する」及び学則第2条を簡潔にした四つの基本理念「音楽芸術の真理と探究」「創造性豊かな心を持つ人間形成」「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」「福祉の進展に寄与する人材育成」をもとに、学科ごとの目的が定められ、教育が行われている。また、理事長（学長）は、建学の精神及び基本理念についてさまざまな機会を活用して教職員及び学生に対して説明を行うほか、ホームページ、学生便覧、大学案内、広報誌等により学内外に周知を行っている。中期事業計画については、平成23(2011)年に理事会で決定され、引続き理事会・教授会において検証・改善が行われている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

四つの基本理念に基づき学部・学科ごとに三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が定められ、入学試験あるいは学士課程教育が行われている。

少人数制クラス授業、実技における個人指導、中途退学又は留年防止のための徹底した学生管理、必要に応じた保護者に対する連携・連絡、学生と教職員全員による学友会組織等に教育の特色が見られる。学生から大学に対する意見を聴取する仕組みが構築されており、その成果の一つとして建設された「コミュニティーセンター」は、在学生・卒業生と教職員がくつろげる憩いの場となっている。

地方にある音楽の単科大学ゆえに募集環境が厳しいことは理解できるが、音楽学科の収容定員充足率向上を目指す取組みが期待される。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

組織倫理、環境保全、人権、危機管理について規定されており、教育・財務等の経営情報についてはホームページに公表されている。理事長が学長を兼ね、大学運営の責任者としての意思決定を行っている。平成23(2011)年度以降、支出の大きな柱である人件費の削減に取組み、定員充足率改善及び学生生徒等納付金収入増を目指して募集活動を活性化させている。また、日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金「未来経営戦略推進経費」を申請し、採択されている。その後、理事会は経営改善計画に沿った適切な財務運営を行っている。

しかしながら、本年4月から施行された学校教育法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則及び学校法人会計基準の改正に対応した学内規則の見直し・整備等に未着手

であり、早急な対応が求められる。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

「自己点検・評価委員会」は、学長（委員長）、学部長、学科長、事務局長、事務長、総務部長が構成員となり、学内から幅広く情報を集約できる体制がとられている。自己点検・評価は、日本高等教育評価機構の基準に準じて毎年度実施され、理事会に報告されている。評価結果は、教職員に対してはメール配信されているが、学外に対するホームページによる公表は平成 26(2014)年度分のみとなっている。自己点検・評価を実施した結果として、危機管理マニュアルや音楽学科・こども学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーを制定したことは、学内で PDCA サイクルが機能している実例である。

総じて、大学は建学の精神及び教育理念に基づき、九州にある唯一の音楽大学としての役割を果たすべく、時代の変化に対応した学士課程教育を行っている。また、子どもから大人までの音楽教育、演奏活動等を担い、地域社会に大きく貢献している。しかしながら、大学が社会的な信頼を得て活動を行う原点である、大学運営に関する種々の法令の遵守について課題を抱えており、早急な改善が求められる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神は「九州から音楽文化を発信する」と簡潔明瞭に表現されている。学則第 2 条には大学の使命・目的が明記されており、同条を簡潔にしたものが四つの基本理念（「音楽芸術の真理と探究」「創造性豊かな心を持つ人間形成」「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」「福祉の進展に寄与する人材育成」）である。この基本理念を受けて、学科ごとの目的が定められ、大学教育が行われている。また四つの基本理念は、ホームページ、学生便覧、大学案内、広報誌等に明記され、学内外に周知されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

学則第 2 条（大学の使命・目的）を簡潔にした四つの教育基本理念及び学科ごとの目的は、大学の教育の特色を表す文言となっている。「学校法人御船学園寄附行為」第 3 条及び学則第 2 条において、大学は教育基本法及び学校教育法に従って教育を行い、「人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材を育成する」ことが定められている。平成 13(2001)年に短期大学から 4 年制大学へ移行し、音楽療法士の育成等を充実させた際に、学則第 2 条及び基本理念に「福祉の進展に寄与する人材の育成」が加えられるなど、変化に応じた見直しが行われている。

**1-3 使命・目的及び教育目的の有効性**

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

理事長・学長による、役員・教職員に対する建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的の理解への取組みは、さまざまな年間行事、教授会、諸会議、研修会等を通じて行われている。学生に対しては、入学式やガイダンス等での説明のほか、ホームページや学生便覧等の印刷物により周知徹底が図られている。

「学校法人御船学園中期（平成 23 年～平成 29 年）事業計画」は、平成 23(2011)年に理事会において策定され、その各項目は継続的に理事会、教授会で検証され、審議・決定されている。学部及び学科の三つのポリシーは、建学の精神及び教育理念を踏まえて策定されている。

大学の使命・目的の実現のために、音楽学部の他、音楽専攻科、付属図書館、付属・併設機関等から成る教育研究組織が整えられている。

**基準 2. 学修と教授**

**【評価結果】**

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

四つの基本理念に基づき学部、学科ごとにアドミッションポリシーを定め、入学試験要項、「平成音楽大学学園案内」やホームページに明記するほか、大学説明会やオープンキャンパスにおいて周知を図っている。

一般入学試験、推薦入学試験、特待生入学試験、AO 入学試験、留学生入学試験、編入学試験を設け、各入学試験における入学者の選考については「平成音楽大学入学者選考規程」に定め、そして各学科別の入学試験の配点及び境界点を明示している。

また、入学試験に関する業務を「入試総括部会」「入試事務管理部会」「入試問題管理部会」「入学者選考部会」の四つの部会で運営している。

音楽学科の収容定員充足率については厳しい状況にあるものの、収容定員充足率向上のためにさまざまな取組みを行っている。こども学科については収容定員を満たしている。

### 【改善を要する点】

- こども学科への入学者数増加により大学全体の収容定員充足率は回復傾向にあるものの、音楽学科の在籍者数が、収容定員に対して依然大きく下回っている点は改善を要する。

## 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

四つの基本理念に基づき学部、学科ごとにカリキュラムポリシーを定め、ホームページ、入学試験要項に明示している。

カリキュラムポリシーに基づいて各学科のカリキュラムを編成している。音楽学科では、カリキュラムを「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」に分けて構成している。また、クラス授業では少人数制をとり、実技においては個人指導を行い、学生と教員とのコミュニケーションが密にとれるようになっている。

こども学科では、科目を「教養領域」「音楽領域」「保健・教育領域」の三つの領域に分け、各領域の科目の順次性を示すことにより学生にわかりやすい構成に努めている。また、基礎となる科目については習熟度に応じてクラス分けを行っている。そして、専任教員二人一組による担任制をとり履修指導や生活指導を行っている。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

教授会に課長以上の職員が同席し、大多数の議案では学長判断によって主事までの事務職員が特別同席者として出席している。また、教授会の諮問機関である各委員会にも事務職員が出席し、意見を述べる機会を持っている。このような教職員間の情報共有は、学修支援及び授業支援をするために役立っている。

オフィスアワーについてはシラバスに記載し、全学的に実施している。大学院を設置していないため TA 制度はないが SA(Student Assistant)制度の導入を検討している。

中途退学、留年防止のため出席状況の管理を徹底して行い、必要に応じて保護者面談や自宅訪問を行っている。また、留年者には常時指導を行い保護者とも連絡を取っている。

学生と教職員の全員が会員となり学友会を組織し、学生大会において意見を集約し、学長を含む教職員と学生会役員から成る学友会協議会において意見交換をしている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位の認定と成績評価の基準については学則と履修規程に定めており、学生便覧へ掲載し授業開始前にオリエンテーションにおいて説明している。また、単位認定については原則として Semester 制をとっており、前期末の卒業も可能となっている。演奏の実技科目試験においては複数名の教員が採点者となり、平均点をもって成績評価を行っている。

単位の認定において教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学等で修得した単位について 60 単位を超えない範囲で修得単位として認めている。卒業要件は学則第 25 条に定められている。また、履修登録単位数の上限を各学年 46 単位と定めている。

## 2-5 キャリアガイダンス

## 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 【理由】

全学年を対象に就職と社会的マナーへの意識の育成を目的とした「文化芸術論」を開講し単位化している。また、企業人によるキャリア支援講座を行っている。

「大学コンソーシアム熊本」のインターンシップ制度を活用して希望者を参加させる仕組みを整えている。大学独自のインターンシップ制度は、学科の特性により導入されておらず、学生の主体性に任されている。

入学時の進路希望調査が実施され、1年生からの企業説明会への参加、3年生への「就職活動の手引き」の配付がなされている。また、就職委員会委員による個人面談の実施とその結果の報告を保護者に連絡している。就職に対する相談・助言は、就職委員会、就職課のみならず、学生の専門科目を指導する主科担当の全教員が一致協力して臨む体制をとっている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 【理由】

教育目的の達成のために、卒業単位の修得のみならず、「学内演奏会」「卒業論文発表会」「卒業・修了演奏会」「こどものためのステージ制作（卒業ステージ公演）」等の活動も重視し、その達成状況を確認している。

学期終了時に全科目の「授業評価アンケート」を実施し、その集計結果及び学生からの「要望や感想」を担当教員に通知している。それを受けて教員は、「自己評価」「改善課題」「改善計画」を立てシラバスに反映させている。

また、教員は1年に1度授業を公開している。事前に授業プログラムを提示し、授業後、参観した教員を交えて授業検討会を開いている。その内容は、授業公開記録にまとめられ、その後の授業及び次年度のシラバスにフィードバックさせている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【評価結果】



基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生生活全般をサポートする委員会として「学生委員会」「就職委員会」「ハラスメント防止・対策委員会」「特別奨学生選考委員会」等を設けている。そして、平成 27(2015)年度より「学生支援センター」を開設している。奨学金制度は、「特待生制度」「特別奨学生制度」「貸与奨学金制度」「応急奨学金制度」を設けている。また、私費留学生に対しても授業料の 50%の免除を行うことを規定している。

学生生活全般に関する満足度調査は実施されていないが、学生の意見・要望については、学生大会のほか、学生支援センターや主科担当教員、担任を介してくみ上げられ実現されている。学生からの意見・要望について、学生生活に係ることは学生委員会、履修に係ることは教務委員会で審議され、解決が困難な場合は教授会で諮られ、関連部署との連携により処理されている。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

音楽学科及びこども学科の収容定員に対する必要専任教員数及び教授数を確保し、専門分野の教員を適切に配置している。

教員の採用・昇任に関しては、「平成音楽大学教員選考規程」及び「平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規」で定められている。教員の学外研修に関する規則を設けており、また教育研究費と研究研修旅費の助成の制度を設けている。FD 委員会を設置し、公開授業や学生の授業評価を主体とした FD 活動を実施している。

教養科目は、基礎科目群の教養領域として開設され、専門教育においても教養教育の要素を加え、教養を身に付けさせながら教養人を育成しようとしている。

**【改善を要する点】**

○教養教育を実施するための組織上の措置と責任体制が存在しないので、整備するよう改善が必要である。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

収容定員に対して、校地・校舎・施設・設備等の教育環境は整備され、適切に管理・運営されている。研究室は全教員に1室ずつ配されている。守衛室を置き、嘱託職員を常駐させて学内の安全警備を行っている。

耐震診断を平成 22(2010)年度に実施した結果、耐震化が必要な女子寮は 28(2016)年度に閉鎖することが決定している。災害時の対応として「御船学園防災管理規定」等を定め安全性の確保を図っている。一般のコンピュータ室や音楽制作のためのコンピュータ室が設置され、学内 LAN が各研究室及び共同研究室に備えられている。

学生の要望から、在学生と教職員、卒業生が気軽にくつろげる「コミュニティーセンター」が建設され、活用されている。授業を行う学生数は適切で、十分に指導が行き届く人数になっている。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしていない。

**【理由】**

大学及び法人は、組織倫理に関する規則に基づいて運営が行われ、大学の使命・目的を実現するために継続的な努力がなされている。

環境保全については法令に基づく安全基準に従うなどの配慮がなされ、人権についてはハラスメント防止規程及び個人情報の保護等についての方針を定め、学内に周知している。危機管理については規則を定め緊急事態に備えている。

教育・財務等の経営情報はホームページに公表されているが、認定課程を有する大学として教員養成の状況についての情報が法令に則して公表されていない。また、学校教育法

及び関連規則の改正並びに学校法人会計基準の改正に対応した学内規則の見直し・整備がなされていないなど、大学運営に係る重要な法令が遵守されていない。

**【改善を要する点】**

- 大学運営において遵守すべき法令に関し、その改正に対応した学内規則等の見直し・整備がなされていない点について改善を要する。
- 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定める教員養成の状況についての情報を公表していないので改善を要する。

**3-2 理事会の機能**

**3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性**

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

理事は、寄附行為に基づき、学長、評議員のうちから評議員会で選任した者、学識経験者または功労者のうち理事会で選任した者とされ、学内関係者に偏らず学外者も含めてバランスよく構成されている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、法人を代表してその業務を総理することと定められている。理事会は、定例的に年 4 回、他に必要に応じて臨時開催され、法人の重要事項を審議・決定している。理事の理事会への出席状況も良好である。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

**3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

**3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしていない。

**【理由】**

教育研究に関する重要事項を審議するために、教授会、運営委員会、代議員会及び特別委員会を設けている。学長は、大学運営の責任者として意思決定を行い、リーダーシップをとっている。

しかしながら、学内規則において校務に関する学長の権限、教授会の組織上の位置付け及び役割、学長が教授会に意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要な事項などが定められていない。学校教育法及び関連規則の改正に対応した一連の学内規則の見直し・整備に未着手であり、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていない。

**【改善を要する点】**

- 学校教育法第 92 条第 3 項並びに第 93 条第 2 項及び第 3 項に定める校務に関する最終的な決定権が学長にあることが学内規則において明文化されていないので改善を要する。
- 学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める学長が決定を行う事項が学内規則に明確に規定されていないので改善を要する。
- 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものが学長によって適切に定められていないので改善を要する。
- 学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に定める教授会は教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる関係にあることが学内規則において明確に定められていないので改善を要する。
- 学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていないので改善を要する。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事長が学長を兼務しており、そのリーダーシップのもとに法人と大学、管理部門と教学部門のコミュニケーションが適切にとられ、円滑な管理運営がなされている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。評議員は、寄附行為に基づき選任され、評議員会は年 4 回開催されている。

教職員からの意見や提案などをくみ上げる仕組みを整備し、大学運営の改善に反映している。

**【改善を要する点】**

- 監事が大学運営に係る重要な法令の改正に対応した学内規則等の見直し・整備に関する法人の業務執行の状況を点検していないなど、監事の職務が適切に執行されていない点について改善を要する。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

事務組織は、処務規程及び事務組織規程に基づき組織体制を構築し、職員を配置している。教職員会、部課長連絡会及び事務職員連絡会等を通じて、教学に関する情報を共有するなど効率的な業務執行を目指している。

職員の資質・能力向上のための研修については、「全専任教員・事務職員会議」「新任者研修会」「教職員会」「事務局部課長会」の開催及び学外研修会等への参加などによる職能開発のための機会を用意している。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

中長期的な財政計画としては、平成 23(2011)年度の私立大学等経常費補助金(特別補助)「未来経営戦略推進経費」に係る計画書として「経営改善計画書」をまとめている。年度ごとの進捗管理を適正に行い、経営改善計画等に理事会方針を反映させた適切な財務運営が図られている。

平成 22(2010)年度決算以降、当年度消費支出超過が継続しているが、支出削減策の大きな柱として人件費の削減に取り組むとともに、学生生徒等納付金収入増のための学生確保に向けた各種の施策を推進している。その結果として収入が増加傾向となり、引続き財務改善は必要であるが、着実に安定した財務基盤の確立へと進んでいる。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしていない。

#### 【理由】

「学校法人御船学園経理規程」「学校法人御船学園経理規程細則」「学校法人御船学園資産運用規程」に従って、予算編成から執行、決算がなされている。期中に予算外の支出等

が生じた場合には、補正予算を編成して適切に会計処理が行われている。

会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査が定期的に行われ、監事は評議員会及び理事会に出席して監査内容を報告している。

しかしながら、平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された学校法人会計基準の改正への対応について、規則改正の必要性を認識しながらもその対応が取られておらず、平成 27(2015)年度予算の編成に当たっても学校法人会計基準の改正が反映されていない。

#### 【改善を要する点】

○学校法人会計基準の改正に対応した予算の編成や学内規則の見直しがなされていない点について改善を要する。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

大学は教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うために「平成音楽大学自己点検・評価規程」を制定し、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置して自己点検・評価を行う体制を整備している。「自己点検・評価委員会」には学部長、学科長、事務局長、事務長、総務部長が構成員として参画し、学内から幅広く情報を集約できる体制をとっている。

毎年度、日本高等教育評価機構の基準に準じて自己点検・評価を実施し、自己評価報告書が作成されている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は FD 委員会で実施した授業アンケート、公開授業報告のデータと担当課で把握している各種データをエビデンスとして実施されている。

特に授業評価では、「公開授業」と「授業評価アンケート」の二つの調査を中心に、「自己点検・評価委員会」で分析を行い現状把握している。

評価結果は理事会に報告するとともに、各教職員にはメールで配信し学内共有を図っている。また、平成 26(2014)年度の「平成音楽大学自己点検・自己評価」は大学のホームページで公表されている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性**

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

毎年度自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の成果例としては、「自己点検・評価委員会」でカリキュラムポリシーとディプロマポリシーについて、学科ごとに定める必要があるとの指摘があり、同委員会で検討の結果、学科ごとの両ポリシーが制定された。また、「危機管理マニュアル」についても、自己点検評価委員会で制定の必要性が指摘され、制定に向けた手続きが進められる等、PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 社会連携**

**A-1 社会連携**

**A-1-① 地域との連携と社会への貢献**

**【概評】**

四つの教育基本理念にある「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」「福祉の進展に寄与する人材育成」の達成のため、社会連携としてのさまざまな取り組みを行っている。

地元自治体との連携として、熊本県上益城郡御船町と連携し「御船町教育フォーラム」をはじめとする町教育委員会の多くの主催行事に学生が参加している。各学校との連携としては、御船町立小坂小学校において音楽教育コースの学生が中心となった音楽交流会を行っている。また、「福連木（ふくれぎ）の子守歌」が歌い継がれる天草市立福連木小学校との音楽交流会の開催のほか、毎年「福連木の子守歌&童謡まつり」へ参加し、子守歌の保存継承に寄与している。福祉行政への協力として、熊本市社会福祉協議会と協定を結

## 平成音楽大学

び、学生が高齢者施設で継続的に演奏や音楽療法を行い、福祉に貢献している。熊本市内の中心地に設置された「平成音楽大学サテライトステージ」においては「**Heisei Music Festival**」等の演奏会を開催し、地元での音楽の普及に寄与している。その他、「大学コンソーシアム熊本」のさまざまな事業に学生が参加し地域貢献に努めるほか、熊本県内の86の事業所で構成する「熊本いいくに会」に加盟し、活発な社会奉仕活動を行っている。

以上のように、学生が積極的に熊本県内における社会活動に関わっていることは評価できる。



